

自然環境保全地区における開発行為に関する届出・協定について

○飯田市では条例に基づき、3か所の自然環境保全地区を指定しています。指定地区を開発する場合は、当該行為開始30日前までに届け出が必要です。

- ・大平地区
- ・竜西地区（山本、三穂、川路を中心とする地区）
- ・竜東地区（龍江、上久堅、千代を中心とする地区）

上記地域内の山林・原野を開発するときは、事前に届け出が必要です。様式は、「自然環境地区内行為届出書(様式)」をご利用ください。

自然環境保全地区に該当する地域や届け出が必要となる基準等の詳細については環境課で確認することができます。

○自然環境保全地区内で一定以上の規模を超える事業を行う場合は市長と自然環境保全協定を締結してください。協定が必要となる基準については環境課へお問い合わせください。

○「ふるさといきものの里」

「ふるさといきものの里」は、飯田市環境保全条例に規定されている「自然環境保全地区」ではありませんが、この区域内で開発を行う場合は環境課と協議してください。

※上記についての詳細は、飯田市のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.iida.lg.jp/soshiki/19/shizenhozenchiku.html>

問い合わせ先

環境課 環境保全係 電話 22-4511 内線 5463